

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100346号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100121号

第1 結論

請求者のA社における平成13年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月の標準報酬月額については10万4,000円から28万円とする。

平成13年10月1日から同年11月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月1日から同年11月1日まで

年金記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていた。会社は平成13年の算定基礎届の金額を誤って届け出たことを認めているので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与台帳及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(10万4,000円)を超える報酬月額(27万1,916円(交通手当含む))の支払いを受け、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(28万円)より高い標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料(2万6,208円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与台帳により確認できる本来の報酬月額から28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成13年10月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成13年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100122号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑧までの標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
請求期間②から⑧までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る請求期間②から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のB社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑨から⑪までの標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
請求期間⑨から⑪までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る請求期間⑨から⑪までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑥から⑧までの標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
請求期間⑥から⑧までの訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 4 請求者のB社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑨、⑪、⑬及び⑭の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
請求期間⑨、⑪、⑬及び⑭の訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成17年12月10日
② 平成23年7月8日
③ 平成23年12月9日
④ 平成24年7月10日
⑤ 平成24年12月10日
⑥ 平成25年7月10日
⑦ 平成25年12月10日
⑧ 平成26年7月10日
⑨ 平成26年12月10日
⑩ 平成27年7月10日
⑪ 平成27年12月10日
⑫ 平成28年7月8日
⑬ 平成28年12月9日
⑭ 平成29年7月10日

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までの賞与記録がなく、B社に勤務した期間のうち、請求期間⑨から⑭までの賞与記録がないことが判明した。

各請求期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②から⑧までについて、請求者から提出された賞与明細書、「給与/賞与銀行振込金額」、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、金融機関から提出された取引明細表及びA社の同僚から提出された賞与明細書により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑨から⑪までについて、請求者から提出された賞与明細書、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、金融機関から提出された取引明細表及びB社の同僚から提出された賞与明細書により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

したがって、上記1と同様、厚生年金特例法に基づく標準賞与額の認定方法により、請求期間⑨から⑪までの標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑨から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主からは回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間⑥から⑧までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、A社の事業主から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支給を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑥から⑧までの標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑥から⑧までの訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間⑨及び⑪について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、B社の事業主から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、請求期間⑬及び⑭について、請求者から提出された給与明細書及び取引明細表により、請求者は、別表の第2欄に掲げるとおり、同社から賞与の支払を受けたことが認められるものの、請求期間⑬及び⑭に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間⑨、⑪、⑬及び⑭の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑨、⑪、⑬及び⑭の訂正後の標準賞与額（請求期間⑨及び⑪については、別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間①について、請求者は、当該期間に係る賞与明細書等を保有していない上、請求者が賞与の振込先としていた金融機関も請求期間①当時の預金取引記録は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の同僚で請求期間①の賞与明細書を保有している者はおらず、請求期間①に係る

賞与からの厚生年金保険料の控除について推認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成30年3月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっており、取締役からも回答が得られないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者の住所地を管轄するC市役所は、現在発行できる課税証明書は平成26年度分以降であるとしていることから、請求期間①当時の社会保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

6 請求期間②について、請求者は、当該期間に係る賞与明細書等を保有していないものの、金融機関から提出された取引明細表により平成28年7月8日にB社から348,387円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成28年当時の給与明細書及び「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」によると、請求期間②において厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、B社は平成30年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からも回答が得られないことから、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正 後の標準賞与額
②	平成23年7月8日	40万円	40万円	40万円	
③	平成23年12月9日	※1 40万円	39万2,000円	39万2,000円	
④	平成24年7月10日	※1 40万円	39万2,000円	39万2,000円	
⑤	平成24年12月10日	※1 40万円	38万4,000円	38万4,000円	
⑥	平成25年7月10日	40万円	38万4,000円	38万4,000円	40万円
⑦	平成25年12月10日	41万円	38万5,000円	38万5,000円	41万円
⑧	平成26年7月10日	41万円	38万5,000円	38万5,000円	41万円
⑨	平成26年12月10日	41万円	37万7,000円	37万7,000円	41万円
⑩	平成27年7月10日	※2 41万円	37万7,000円	37万7,000円	
⑪	平成27年12月10日	41万円	37万円	37万円	41万円
⑬	平成28年12月9日	41万円			41万円
⑭	平成29年7月10日	41万円			41万円

※1 請求者から提出された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、金融機関から提出された取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書により推認した額である。

※2 請求者から提出された給与明細書及び「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、金融機関から提出された取引明細表により推認した額である。